

## 第3章 将来目標の設定

---

本章では、都市計画上の課題を踏まえ、倉吉市のまちづくりを進めていくうえでの考え方として、基本理念を示し、目指すべき姿としての目標やテーマ、その骨格となる都市構造を設定します。

## 1. 都市づくりの目標

### (1) 都市づくりの理念

今後のまちづくりを進めていくうえで、認識すべき根幹的な考え方を都市づくりの基本理念として設定します。

第11次倉吉市総合計画では、“みんなで目指す倉吉市の将来都市像”として、「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉」を掲げ、平成32年（2020年）の実現を目指しています。

このため、倉吉市の将来都市像を踏まえ、都市づくりの理念を次のように設定します。

#### 将来都市像

倉吉市総合計画第11次後期計画

『愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉』



#### マスタープラン都市づくりの理念

地域の『魅力』を伝え、『活気』ある都市を目指し、都市と田園が『調和』した『安全』で『快適』な『協働』のまちづくり

豊かな歴史、文化、自然、農産物等の愛着のある地域資源が多くの人に認知され、住んでいる人が倉吉をもっと好きになることで、誇りを持って暮らし続けられるよう、倉吉の『魅力』を未来へ継承していきます。

いきいきとして過ごすことができる未来のために、都市機能の集積や良好な居住環境の創出、産業活動の振興など都市と田園環境の『調和』を図りながら、人・モノ・情報がさらに交流拡大し、誰もが『安全』で安心して『快適』に生活できる『活気』ある都市づくりを進めます。

みんなの力で倉吉の魅力を磨き続け、市民とともに『協働』の都市づくりを進めます。

## (2) 都市づくりの目標

都市づくりの理念を実現するため、都市計画法や総合計画、都市計画区域マスタープランの目標を踏まえ、都市づくりの目標を次のように設定します。

### 都市づくりの理念

地域の『魅力』を伝え、『活気』ある都市を目指し、  
都市と田園が『調和』した『安全』で『快適』な『協働』のまちづくり



### 都市計画の理念(都市計画法)

- 1) 農林漁業との健全な調和
- 2) 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保
- 3) 土地の合理的な利用

### 基本目標(倉吉市総合計画)

- 1) いきいきと働くことができるまち【産業】
- 2) いつまでも健やかに過ごせるまち【福祉・健康・人権】
- 3) 活気に満ち、豊かな心と文化が息づくまち【教育・文化・コミュニティ】
- 4) 安全・安心で快適に暮らせるまち【生活基盤施設・環境・防災】

### 都市づくりの目標(倉吉市都市計画区域マスタープラン)

- 1) 交流の基盤となる交通網の充実
- 2) 快適で機能的な美しい都市空間の整備
- 3) 計画的な市街地の形成と開発
- 4) 豊かさを運ぶ情報通信システムの整備
- 5) 自然環境を中心とした社会基盤整備



### 都市づくりの6つの目標

目標 1 調和	計画的な土地利用による秩序あるまちづくり
目標 2 快適	交流と連携による利便性の高いまちづくり
目標 3 活気	良好な居住環境を保ち、活気あふれるまちづくり
目標 4 魅力	水と緑を守り育てる都市施設の整ったまちづくり
目標 5 安全	誰もが安心して安全に生活できるまちづくり
目標 6 協働	みんなの力で推進するまちづくり

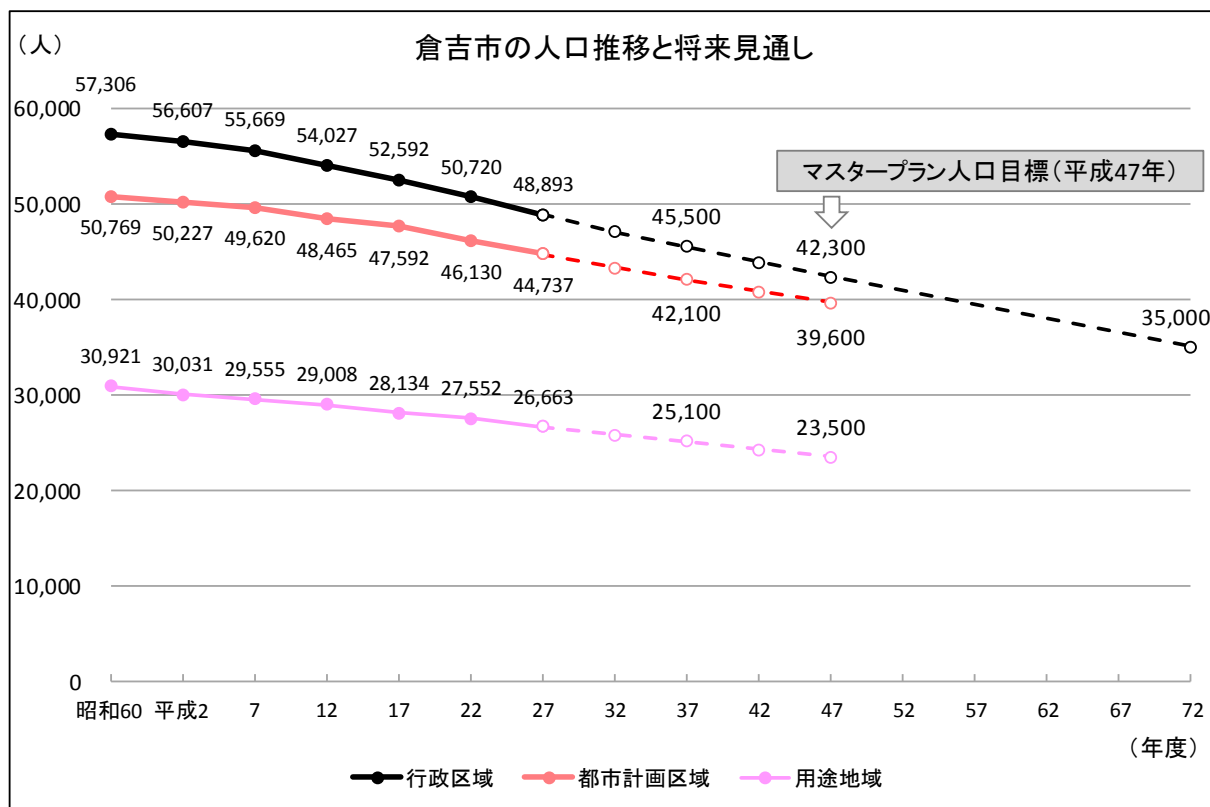
## 2. 人口フレームの設定

第11次倉吉市総合計画では、倉吉市の長期的な目標として、平成72年（2060年）に35,000人程度を維持することを目指しており、本計画においても、同様の設定とします。

このため、総合計画の目標人口を基に、基準年である平成27年より20年後の平成47年度における行政区域人口を算定し、42,300人とします。

都市計画区域人口は、昭和60年～平成27年の国勢調査の動向から趨勢（トレンド推計）し36,900人、用途地域人口についても同様に推計し23,500人とします。

区 分	基準年 平成27年 (2015年)	中間年 平成37年 (2025年)	目標年 平成47年 (2035年)	総合計画 長期目標年 平成72年 (2060年)
行政区域	48,893	45,500	42,300	35,000
都市計画区域	44,737	42,100	39,600	—
用途地域	26,663	25,100	23,500	—



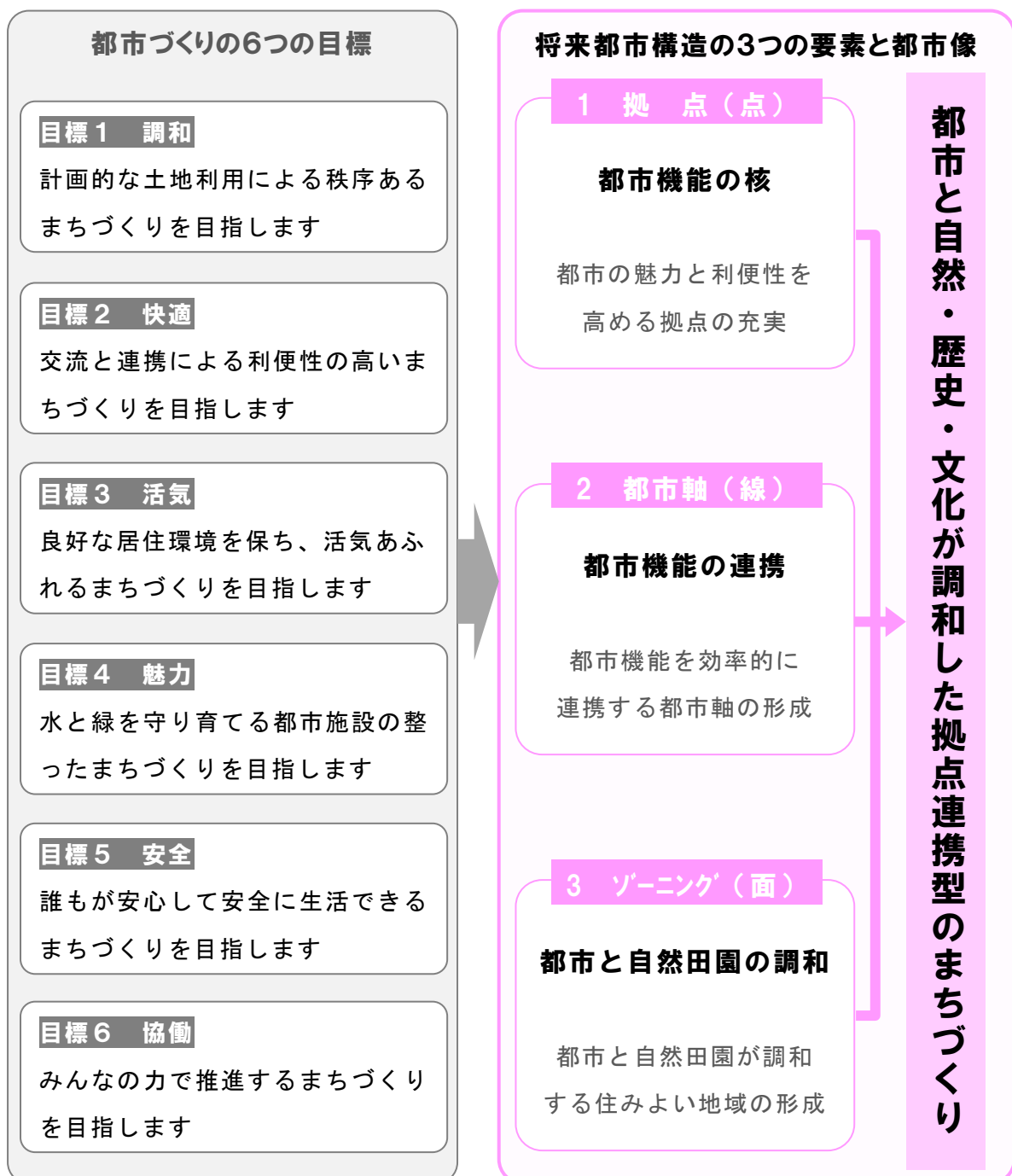
注) 平成22年までは国勢調査実績値。平成27年は国勢調査(速報値)より算出。  
平成32年以降は推計値。

### 3. 将来都市構造

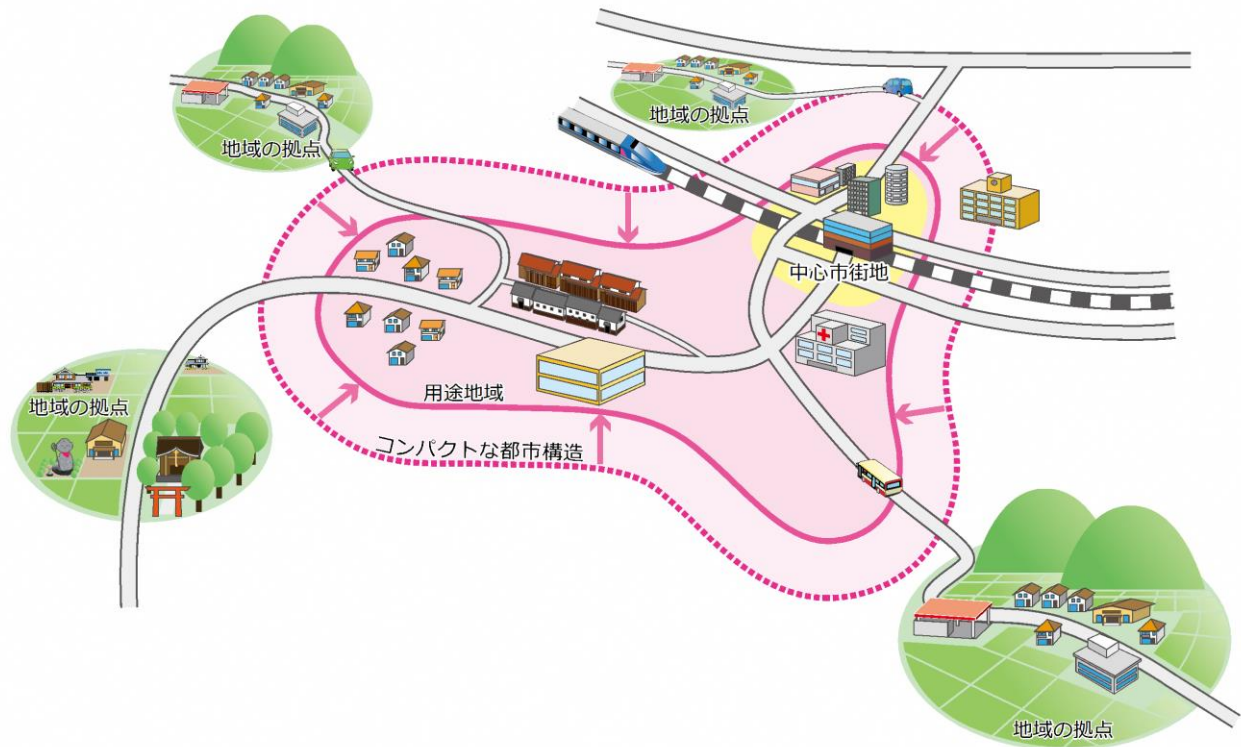
将来都市構造は、都市づくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴を空間的かつ概念的に表し、目指すべき将来の都市の姿を描くもので、以下のように設定します。

倉吉市では用途地域を中心として、市街地の無秩序な拡大を抑制し、既存施設を有効活用したまちづくりを推進するとともに、開発すべき区域を選択し、中心市街地と周辺の都市機能が効率的に連携したコンパクトな都市構造を目指します。

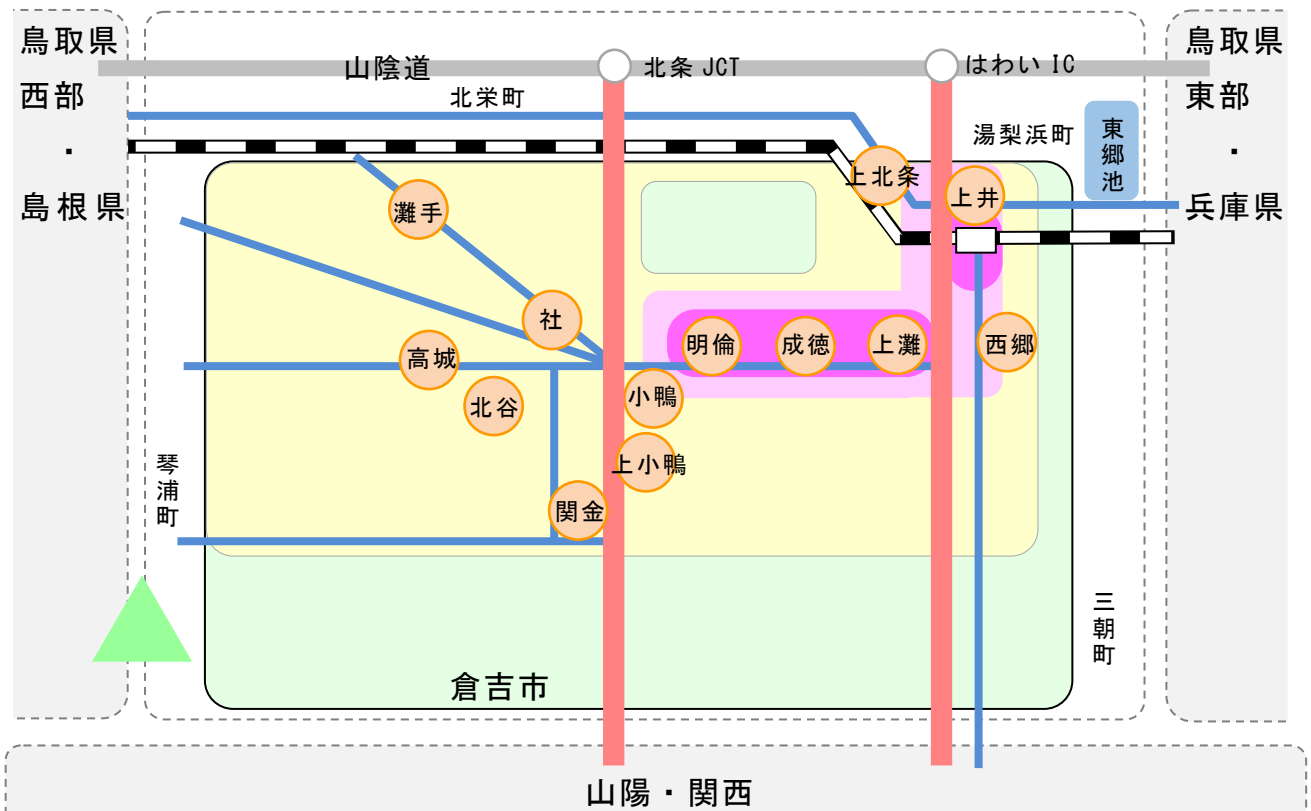
本市の将来都市構造は、市内13地区の中心地と都市機能の核となる地域を「拠点」として、道路を中心に都市活動を効率的に支える「都市軸」で結び、都市と自然が調和した住みよい地域を形成する「ゾーニング」の3つの要素で構成し、「都市と自然・歴史・文化が調和した拠点連携型のまちづくり」を目指します。



■都市構造の基本的なイメージ



■将来都市構造の模式図



凡例	
拠点(点)	中心拠点 (Pink oval)
都市軸(線)	広域幹線軸 (Red line)
ゾーン(面)	市街地ゾーン (Pink area)
	地域生活の拠点 (Orange circle)
	都市幹線軸 (Blue line)
	田園集落ゾーン (Yellow area)
	自然環境保全ゾーン (Green area)

### (1) 都市の魅力と利便性を高める拠点の充実

天神川水系に沿って連続した市街地を主体としながら、産業活動や生活・文化の拠点をそれぞれ配置します。

中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部圏域の玄関口である駅周辺地区や歴史的な街なみの残る打吹地区などの中心市街地を中心拠点と位置付け、中核都市にふさわしい商業・文化などの多様な都市機能の増進と良好な街なみづくりを進めます。</li> </ul>
生活文化発信拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的に繋がりの深い地域からなる13地区の公民館を核として生活文化発信拠点到位置付け、生活基盤の維持・拡充に努めます。</li> </ul>
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>西倉吉工業団地など産業系団地を拠点に位置付け、企業誘致や生産拡大の推進に向けた整備を進めます。</li> </ul>
観光・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>関金温泉や白壁土蔵群など特色ある観光・レクリエーション資源が分布する地区を拠点に位置づけ、来訪者の利便性や魅力の増進に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>
歴史・文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>大御堂廃寺跡歴史公園やコンベンション等の中心施設である倉吉未来中心などを配する倉吉パークスクエアなどを歴史・文化拠点到位置付け、文化振興等の環境整備を進めます。</li> </ul>

### (2) 都市機能を効率的に連携する都市軸の形成

本市の骨格となる都市軸は、南北の広域的な交流軸と天神川水系による自然の軸により形成します。

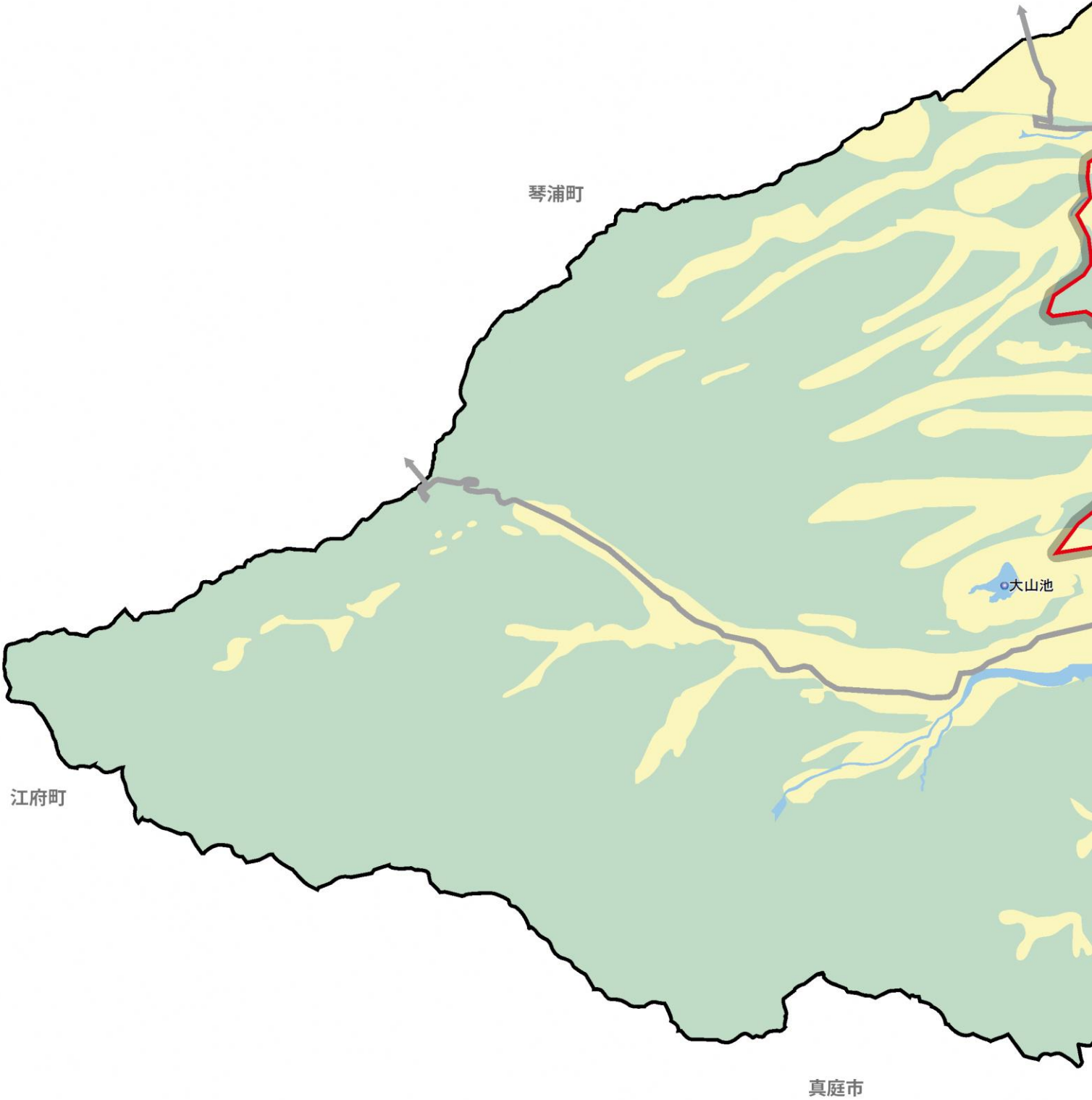
広域幹線軸 (主要幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域高規格道路「北条湯原道路」は、高速道路ネットワークにつながる重要な広域幹線軸として位置づけ、整備を推進します。</li> <li>国道313号と国道179号は、都市の骨格を形成し、周辺市町村を結ぶ広域幹線軸として機能を強化します。</li> </ul>
都市幹線軸 (幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域幹線軸を補完し、隣接市町と市街地を結ぶ県道を都市幹線軸として位置づけ、交通の円滑化など機能強化を図ります。</li> </ul>
地区幹線軸 (幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域幹線軸や都市幹線軸を補完し、市役所、商店街などをはじめ、公共公益施設や集落地を結ぶ県道及び市道については、地区幹線軸として位置づけ、歩行者空間の確保などの機能強化を図ります。</li> </ul>
水と緑の 自然軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海へ注ぐ一級河川天神川水系は、河川の水辺や河畔の緑にふれあいながら、市内各所を結ぶ軸として、親水空間や遊歩道などの機能を強化します。</li> </ul>

### (3) 都市と自然が調和する住みよい地域の形成

市域の保全と開発をバランスよく進めるため、用途地域を中心としたまとまりのある市街地を形成するとともに、用途地域外については、良好な田園と集落が共生する地域（ゾーン）と豊かな自然環境を保全する地域（ゾーン）を形成します。

市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域の既存市街地を市街地ゾーンとし、用途地域外の流入人口等の受け皿となっている地域を新市街地ゾーンとして位置づけ、良好な都市環境の整備に努めます。</li> <li>土地利用動向を勘案し、必要に応じ市街地の拡大・抑制を検討します。</li> </ul>
田園集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地ゾーン周辺の農地および集落については、良好な田園と集落が共生するゾーンと位置づけ、農地の保全と生活環境の整備に努めます。</li> </ul>
自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地及び田園集落ゾーン周辺の森林地域については、木材や林産物の生産、水源の涵養、災害の防止、レクリエーションの場など、森林の持つ多様な公共公益機能の維持や自然景観の保全に努めます。</li> </ul>

将来都市構造図







凡 例	
	市街地ゾーン
	新市街地ゾーン
	田園集落ゾーン
	自然環境保全ゾーン
	水と緑の自然軸
	中心拠点
	生活文化発信拠点
	産業拠点
	観光・レクリエーション拠点
	歴史・文化拠点
	広域幹線軸（地域高規格道路）
	広域幹線軸（一般国道）
	都市幹線軸
	地区幹線軸
	鉄道
	都市計画区域
	行政界